

後期高齢者医療に関するお知らせ

令和4年度は保険証を2回お届けします

10月1日(出)から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。これに伴い、令和4年度は後期高齢者医療に加入されているすべての方について、被保険者証の更新が2回行われます。新しい保険証は、郵便(簡易書留)でお届けします。これまで使用していた紫色の保険証は破棄するか、町福祉保健課への返還をお願いします。

1回目：7月下旬にお届けする保険証【8月1日(月)に更新】

<p>現在使用 している保険証 (紫色)</p> <p>有効期限 7月31日(日)まで</p>	➔	<p>8月から使用する 保険証(ねずみ色)</p> <p>有効期限 8月1日(月)から 9月30日(金)まで</p>
--	---	---

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年 7月31日
被保険者番号 0000001
住所 秋田市山王四丁目2番3号
秋田県市町村会館内(1階)
氏名 広域 花子
生年月日 大正XX年XX月XX日 性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発給期日 令和3年 8月 1日
交付年月日 令和3年 8月 1日
一級負担金の割合 1割
保険者番号 390500000
保険者名 秋田県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年 9月30日
被保険者番号 0000001
住所 秋田市山王四丁目2番3号
秋田県市町村会館内(1階)
氏名 広域 花子
生年月日 大正XX年XX月XX日 性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発給期日 令和4年 8月 1日
交付年月日 令和4年 8月 1日
一級負担金の割合 1割
保険者番号 390500000
保険者名 秋田県後期高齢者医療広域連合

2回目：9月下旬にお届けする保険証【10月1日(出)に更新】

<p>8月から使用する 保険証(ねずみ色)</p> <p>有効期限 9月30日(金)まで</p>	➔	<p>10月から使用する 保険証(水色)</p> <p>有効期限 10月1日(出)から 令和5年7月31日(月) まで</p>
---	---	--

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年 9月30日
被保険者番号 0000001
住所 秋田市山王四丁目2番3号
秋田県市町村会館内(1階)
氏名 広域 花子
生年月日 大正XX年XX月XX日 性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発給期日 令和4年 8月 1日
交付年月日 令和4年 8月 1日
一級負担金の割合 1割
保険者番号 390500000
保険者名 秋田県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和5年 7月31日
被保険者番号 0000001
住所 秋田市山王四丁目2番3号
秋田県市町村会館内(1階)
氏名 広域 花子
生年月日 大正XX年XX月XX日 性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発給期日 令和4年10月 1日
交付年月日 令和4年10月 1日
一級負担金の割合 1割
保険者番号 390500000
保険者名 秋田県後期高齢者医療広域連合

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在交付を受けていて、引き続き令和4年度も**住民税非課税世帯**の方には、新しい保険証と一緒に郵便(簡易書留)でお届けします。なお、9月に2回目の保険証の更新が行われますが、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月に送付されるものをそのままご使用ください。

歯科健診のご案内

75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に「歯科健診」を実施します。健診費用は無料ですので、積極的に受診しましょう。後期高齢者医療保険料決定通知に「受診券」とパンフレットを同封しますので、ご不明な点などありましたら町福祉保健課へご連絡ください。

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

後期高齢者医療保険料決定通知

令和3年中の所得に応じて決定した令和4年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。保険料の納付については年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、年金の年額が18万円未満の方などは納付書や口座振替により納めていただきます(普通徴収)。

令和4年度保険料の内訳

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

「均等割額」 44,310円 + 「所得割額」 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.27%

保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて次の表のとおり軽減されます

■均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円	7割	13,293円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円+28万5千円×世帯の被保険者の数	5割	22,155円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円+52万円×世帯の被保険者数	2割	35,448円

※「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者および世帯主で、下記のいずれかを満たす方です。

- ◆一定の給与所得者(給与収入55万円超)
- ◆公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

■職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
<p>後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方で制度加入後2年を経過していない方</p> <p>※令和4年4月1日時点で制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。</p> <p>※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は該当しません。</p>	<p>5割</p> <p>※所得が少ない方については7割減となります。</p>	<p>22,155円</p> <p>※所得割額は掛かりません。</p>

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。自己負担割合は、原則的に毎年8月から翌年7月末までを1年として判定し、更新されます。これ以外にも、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変更になる場合があります。

- ・8月から使用する高齢受給者証は、7月下旬に送付します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。
- ・医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口に提示してください。

ご存知ですか? 「国民健康保険限度額適用認定証」 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証があれば、入院した場合や外来診療での治療費と薬代が高額な場合でも、窓口負担額を限度額までの支払いで抑えられます。限度額適用を受けるためには認定証の交付申請が必要です。

現在、認定証をお持ちの方へ

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日(日)までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む)を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。

認定証を持っていない方、 8月以降使用する予定のない方へ

認定証は使用する必要が生じてからでも申請することができます。その場合は認定証の交付を受けたくうえで、被保険者証と一緒に医療機関や薬局の窓口で提示してください。

交付申請先◆町福祉保健課
必要書類等◆国民健康保険被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カード、本人確認書類(運転免許証等)

申・問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907